

2021年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：福祉保健部

2022年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	福祉保健部	原爆被爆者援護課	2021年 4月1日	在韓受給権者に対する原爆諸手当支給業務委託	単価契約 @ 1,170.00	大韓民国 江原道原州市革新路50 大韓赤十字社 事務総長職務代理人 李 貞 鎬	大韓赤十字社は、韓国国内で、韓国政府から委託を受け在韓被爆者への支援事業を実施している唯一の団体であり、当該団体以外にはこの業務を実施できる機関がないため。	第167条の2第1項 第2号
2	福祉保健部	原爆被爆者援護課	2021年 4月1日	長崎県介護保険等利用被爆者援護事業事務処理要領第2章3に基づく助成金審査支払い業務	単価契約 @ 74.80	長崎市今博多町8番地2 長崎県国民健康保険団体連合会 理事長 古庄 剛	厚生労働省健康局総務課長通知により、助成金の審査及び支払に関する事務は、国民健康保険団体連合会に委託することと明記されているため。	第167条の2第1項 第2号
3	福祉保健部	原爆被爆者援護課	2021年 4月1日	在韓被爆者支援事業業務委託	48,546,088	大韓民国江原道原州市革新路50 大韓赤十字社事務総長 職務代理人 李 貞 鎬	大韓赤十字社は、韓国国内で韓国政府から委託を受け、在韓被爆者への支援事業を実施している唯一の機関であり、当該機関以外にはこの業務を実施できる機関がないため。	第167条の2第1項 第2号
4	福祉保健部	原爆被爆者援護課	2021年 4月1日	令和3年度在韓被爆者の医療費等支給に係る算定等業務委託	63,566,902	東京都新宿区新宿1-29-8 一般財団法人 日本公衆衛生協会 理事長 松谷 有希雄	日本公衆衛生協会は、在外被爆者への保健医療助成事業が開始された平成16年から平成25年まで、広島県、広島市、長崎市と当該事業の業務委託契約を締結した実績がある。さらに、H26年度から実施された、保健医療助成費の上限額を超えた医療費支給についても、本県を含めた4県市すべてが同協会と業務委託契約を締結し、在韓被爆者の医療費算定の業務も行ってきた。加えて、H28年度からは、法に基づく医療費の支給にあたり、韓国を担う長崎県及びその他の国を担う広島県と、それぞれ委託契約を締結し、在外被爆者の法に基づく医療費等算定業務等について経験を重ねてきた。 同協会は、これまでの実績から、業務の特殊性等を十分理解しており、日本での診療報酬算定を行う能力を有し、算定内容、運用等について、国、本県等関係機関と連絡調整を行い、業務遂行に対する信頼性が高い。また、本事業は国からの委託事業であり、厚生労働省は委託先として当協会を推奨しているため。	第167条の2第1項 第2号
5	福祉保健部	原爆被爆者援護課	2021年 4月1日	令和3年度被爆者定期健康診断実施等通知事務委託	4,902,550	諫早市多良見町化屋986番地3 公益財団法人長崎県健康事業団 理事長 森崎 正幸	長崎県健康事業団は、例年県所管被爆者の4割を超える健康診断の実績があり、委託先が保有する被爆者情報データを本業務に活用できるため、委託先で受診した多くの被爆者の状況の把握が容易に行え、効率的に業務を行うことができる。 また、多くの市町（R2年度現在18市町）から特定健康診査の巡回健康診断を受託しており、被爆者健康診断と特定健康診査を同日に行うなどの調整を容易に行い、その日程を速やかに通知することができ、被爆者の利便性向上を図ることができるため。	第167条の2第1項 第2号
6	福祉保健部	原爆被爆者援護課	2021年 4月1日	被爆体験者精神影響等調査研究事業に係る診療報酬明細書等の写しの提供に関する契約	単価契約 別紙のとおり	長崎市今博多町8-2 長崎県国民健康保険団体連合会 理事長 古庄 剛	長崎県国民健康保険団体連合会は、国民健康保険法第83条に基づいて設立された公益法人であり、国民健康保険の医療費についての診療報酬明細書を取り扱い、審査・支払い事務を行うことができる県内唯一の機関であるため。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

2021年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：福祉保健部

2022年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
7	福祉保健部	原爆被爆者援護課	2021年 4月1日	被爆体験者精神影響等調査研究事業に係る医療費の支給に関する審査及び支払事務契約	単価契約 別紙のとおり	長崎市今博多町8-2 長崎県国民健康保険団体連合会 理事長 古庄 剛	長崎県国民健康保険団体連合会は、国民健康保険法第83条に基づいて設立された公益法人であり、国民健康保険の医療費についての診療報酬明細書を取り扱い、審査・支払い事務を行うことができる県内唯一の機関であるため。	第167条の2第1項 第2号
8	福祉保健部	原爆被爆者援護課	2021年 4月1日	原爆被爆者健康診断委託	単価契約 別紙のとおり	諫早市多良見町化屋986-3 公益財団法人長崎県健康事業団 理事長 森崎正幸	事業の目的を達成するためには、県内各地に居住する被爆者が身近な地域の医療機関で健康診断を受診できるように、より多くの医療機関と契約することが必要であり、健診実施を応諾した医療機関を契約先としている。 また、契約単価は国から示された基準額(定額)であることから競争になじまないため。	第167条の2第1項 第2号
9	福祉保健部	原爆被爆者援護課	2021年 4月1日	原爆被爆者健康診断委託	単価契約 別紙のとおり	長崎市茂里町2-41 公益財団法人長崎原子爆弾被爆者対策協議会 理事長 三根真理子	事業の目的を達成するためには、県内各地に居住する被爆者が身近な地域の医療機関で健康診断を受診できるように、より多くの医療機関と契約することが必要であり、健診実施を応諾した医療機関を契約先としている。 また、契約単価は国から示された基準額(定額)であることから競争になじまないため。	第167条の2第1項 第2号
10	福祉保健部	原爆被爆者援護課	2021年 4月1日	原爆被爆者健康診断委託	単価契約 別紙のとおり	長崎市茂里町3-27 一般社団法人長崎県医師会 会長 森崎正幸	事業の目的を達成するためには、県内各地に居住する被爆者が身近な地域の医療機関で健康診断を受診できるように、より多くの医療機関と契約することが必要であり、医療機関を包括する団体である県医師会を契約の相手方とする。 また、契約単価は国から示された基準額(定額)であることから競争になじまないため。	第167条の2第1項 第2号
11	福祉保健部	原爆被爆者援護課	2021年 4月1日	原爆被爆者健康診断委託	単価契約 別紙のとおり	長崎市中川1-8-6 公益財団法人放射線影響研究所 理事長 丹羽太貴	事業の目的を達成するためには、県内各地に居住する被爆者が身近な地域の医療機関で健康診断を受診できるように、より多くの医療機関と契約することが必要であり、健診実施を応諾した医療機関を契約先としている。 また、契約単価は国から示された基準額(定額)であることから競争になじまないため。	第167条の2第1項 第2号
12	福祉保健部	原爆被爆者援護課	2021年 4月1日	原爆被爆者二世健康診断委託	単価契約 別紙のとおり	長崎市茂里町3-27 一般社団法人長崎県医師会 会長 森崎正幸	事業の目的を達成するためには、県内各地に居住する被爆二世が身近な地域の医療機関で健康診断を受診できるように、より多くの医療機関と契約することが必要であり、医療機関を包括する団体である県医師会を契約の相手方とする。 また、契約単価は国から示された基準額(定額)であることから競争になじまないため。	第167条の2第1項 第2号
13	福祉保健部	原爆被爆者援護課	2021年 4月1日	原爆被爆者二世健康診断委託	単価契約 別紙のとおり	長崎市茂里町2-41 公益財団法人長崎原子爆弾被爆者対策協議会 理事長 三根真理子	事業の目的を達成するためには、県内各地に居住する被爆二世が身近な地域の医療機関で健康診断を受診できるように、より多くの医療機関と契約することが必要であるため。 また、契約単価は国から示された基準額(定額)であることから競争になじまないため。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

2021年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：福祉保健部

2022年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
14	福祉保健部	原爆被爆者援護課	2021年 4月1日	在韓被爆者の保健医療の支援に係る業務委託	単価契約 別紙のとおり	大韓民国江原道原州市革新路 50 大韓赤十字社 事務総長 職務代理人 李 貞鎬	大韓赤十字社は、韓国国内で韓国政府から委託を受け、在韓被爆者への支援事業を実施している唯一の機関であり、当機関以外にはこの業務を実施できる機関がないため。	第167条の2第1項 第2号
15	福祉保健部	原爆被爆者援護課	2021年 4月1日	精神疾患及び合併症に関する診断実施委託契約	単価契約 別紙のとおり	西彼杵郡時津町久留里郷新開 1446 サザンこころのクリニック 院長 南 秀雄	被爆体験者精神医療受給者証の交付を受けるためには、精神科医による診断を受ける必要がある。受給者証の対象者は、長崎県下全域に居住しており、それぞれの対象者の身近な地域で診断が受けられなければならない。このため、精神科を標榜する全医療機関を契約の対象として選定している。 委託業務内容が医師による診断であるため、単価については、診療報酬の点数に基づき複数の契約相手方と随意契約により契約を行うため競争になじまない。	第167条の2第1項 第2号
16	福祉保健部	原爆被爆者援護課	2021年 4月1日	精神疾患及び合併症に関する診断実施委託契約	単価契約 別紙のとおり	諫早市堂崎町1288 医療法人 緑光会 理事長 城谷麻衣子	被爆体験者精神医療受給者証の交付を受けるためには、精神科医による診断を受ける必要がある。受給者証の対象者は、長崎県下全域に居住しており、それぞれの対象者の身近な地域で診断が受けられなければならない。このため、精神科を標榜する全医療機関を契約の対象として選定している。 委託業務内容が医師による診断であるため、単価については、診療報酬の点数に基づき複数の契約相手方と随意契約により契約を行うため競争になじまない。	第167条の2第1項 第2号
17	福祉保健部	原爆被爆者援護課	2021年 4月1日	原爆医療費支給申請書審査事務契約	単価契約 別紙のとおり	長崎市今博多町8-2 長崎県国民健康保険団体連合 会 理事長 古庄 剛	厚生労働省健康局総務課長通知により、原爆医療費については、長崎県国民健康保険診療報酬審査委員会の意見を聞くこととなっており、同委員会が、国民健康保険団体連合会に設置されているため。	第167条の2第1項 第2号
18	福祉保健部	原爆被爆者援護課	2021年 4月1日	令和3年度援護システムに係る運営支援業務委託	1,210,660	東京都江東区亀戸2-35- 13新永ビル3F 株式会社 ヒロケイ 執行役員 首都圏事業部長 前迫 眞	援護システムは、厚生労働省、各都道府県、データセンター、サポートセンターをオンラインで結び相互にデータのやり取りを行うシステムとなっており、データの修正や改修など効率的に行うため、厚生労働省が契約した相手方を選定するよう明示しているため。	第167条の2第1項 第2号
19	福祉保健部	原爆被爆者援護課	2022年 3月25日	長崎県原子爆弾被爆者養護ホーム入所事業委託契約	単価契約 別紙のとおり	長崎市三ツ山町139-2 社会福祉法人 純心聖母会 理事長 松崎ヒロ子	当該事業については、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第39条及び昭和63年12月13日健医発第1414号「原子爆弾被爆者養護ホーム入所委託要綱及び原子爆弾被爆者養護ホームの運営に関する基準について」に基づき行うものであるが、県内では当該事業に該当する施設が特定されているため。	第167条の2第1項 第2号
20	福祉保健部	原爆被爆者援護課	2022年 3月25日	長崎県原子爆弾被爆者養護ホーム入所事業委託契約	単価契約 別紙のとおり	西海市西彼町上岳郷1663 - 1 公益財団法人 被爆者福祉会 理事長 中村 勉	当該事業については、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第39条及び昭和63年12月13日健医発第1414号「原子爆弾被爆者養護ホーム入所委託要綱及び原子爆弾被爆者養護ホームの運営に関する基準について」に基づき行うものであるが、県内では当該事業に該当する施設が特定されているため。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
21	福祉保健部	原爆被爆者援護課	2022年 3月25日	長崎県原子爆弾被爆者養護ホームショートステイ事業委託契約	単価契約 別紙のとおり	西海市西彼町上岳郷1663-1 公益財団法人 被爆者福祉会 理事長 中村 勉	当該事業については、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第38条及び平成5年7月15日健発第766号「原子爆弾被爆者養護ホームにおける原子爆弾被爆者ショートステイ事業の実施について」に基づき行つものであるが、県内では当該事業に該当する施設が特定されているため。	第167条の2第1項 第2号
22	福祉保健部	医療政策課	2021年 4月1日	医療従事者等向け新型コロナウイルスワクチン優先接種予約コールセンター運営業務委託	5,783,395	南島原市深江町2150 日本トータルテレマーケティング株式会社南島原センター センター長 一杉光明	本コールセンター業務については、ワクチンの供給スケジュール把握・接種体制の構築後に始めて業務内容の詳細が決定するものであり、実際の接種開始までに非常に短期間での相手方の決定及び契約、業務開始に向けた準備が必要であるため。	第167条の2第1項 第5号
23	福祉保健部	医療政策課	2021年 7月28日	令和3年度行政備蓄用イナビル吸入粉末剤の購入	42,073,020	東京都中央区日本橋本町3丁目5番1号 第一三共株式会社 代表取締役社長 眞鍋 淳	行政備蓄用イナビル吸入粉末剤については、国内の新型インフルエンザ対策に係る抗インフルエンザウイルス薬の確保のため、医薬品卸売販売業者を経由せず第一三共株式会社(以下「第一三共」)が国及び都道府県に対して直接販売することとされている。 イナビルは、同社が創製、開発した薬剤であり、独占開発権及び販売権を有している製剤である。また、同社は、国及び都道府県へ行政備蓄用イナビル吸入粉末剤を供給している。 上述の理由により、特許権等の排他的権利に係るもので、相手方が第一三共株式会社一者に特定されるため、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号による随意契約を行うものである。	特例を定める政令 第11条第1項第1号
24	福祉保健部	医療政策課	2021年 7月29日	令和3年度ラビアクタ点滴静注液バイアル150mg備蓄用の購入	15,891,876	大阪府大阪市中央区道修町3丁目1番8号 塩野義製薬株式会社 代表取締役社長 手代木 功	ラビアクタ点滴静注液バイアル150mg備蓄用については、国内の新型インフルエンザ対策に係る抗インフルエンザウイルス薬の確保のため、医薬品卸売販売業者を経由せず塩野義製薬株式会社(以下「塩野義」)が国及び都道府県に対して直接販売することとされている。 ラビアクタは、同社が創製、開発した薬剤であり、独占開発権及び販売権を有している製剤である。また、同社は、国及び都道府県へ行政備蓄用のラビアクタを供給している。 上述の理由により、特許権等の排他的権利に係るもので、相手方が塩野義製薬株式会社一者に特定されるため、地方自治法施行令167条の2第1項第2号による随意契約を行うものである。	第167条の2第1項 第2号
25	福祉保健部	医療政策課	2022年 1月18日	新型コロナワクチン接種に係る医師配置等業務委託契約	34,674,618	長崎市茂里町3番27号 一般社団法人 長崎県医師会 会長 森崎 正幸	県が設置する新型コロナワクチンの集団接種会場において、予診業務等を法令上「医師」が行う必要があり、長崎・県北両会場で延べ370名の医師に従事いただかなければならない。 これらの医師の確保及び派遣等を実施できるのは、長崎県下14都市医師会をもって構成され3,323名の会員を擁する「一般社団法人長崎県医師会」のみであるため、同会と随意契約を行うものとする。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

2021年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：福祉保健部

2022年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
26	福祉保健部	医療政策課	2022年 1月18日	新型コロナワクチン接種に係る薬剤師配置等業務委託契約	12,021,289	長崎市茂里町3番18号 一般社団法人 長崎県薬剤師会 会長 田代 浩幸	県が設置する新型コロナワクチンの集団接種会場において、薬剤充填業務に従事する「薬剤師」が必要であり、長崎・県北両会場で延べ481名の薬剤師に従事いただかなければならない。 これらの薬剤師の確保及び配置等を実施できるのは、県下約1,450名の薬剤師の会員を擁する「一般社団法人長崎県薬剤師会」のみであるため、同会と随意契約を行うものである。	第167条の2第1項 第2号
27	福祉保健部	医療政策課	2022年 1月18日	新型コロナワクチン接種に係る看護師派遣等業務委託契約	28,824,570	諫早市永昌町23番6号 公益社団法人 長崎県看護協会 会長 西村 伊知恵	県が設置する新型コロナワクチンの集団接種会場において、接種及び救護・観察に従事する「看護師」が必要であり、長崎・県北両会場で延べ962名の看護師に従事いただかなければならない。 これらの看護師の雇用やシフト表の作成、保険加入により会場派遣を実施できるのは、県内に勤務もしくは在住の看護師、准看護師9,200名を超える会員を擁する「公益社団法人 長崎県看護協会」のみであるため、同会と随意契約を行うものである。	第167条の2第1項 第2号
28	福祉保健部	医療政策課	2022年 1月20日	長崎県新型コロナワクチン接種センター佐世保会場にかかる会場借上	37,213,880	佐世保市三浦町4-28 株式会社 月華荘 レオプラザホテル佐世保 代表取締役 芹野 隆英	現在、長崎県下の各市町において新型コロナワクチンの追加接種(3回目)が実施されているが、市町の接種能力が不足する時期に接種対象となる県民へのワクチン接種を目的として、県において大規模接種会場を設けて集団接種を実施する。 接種会場の設置は、2月上旬から約2ヶ月間の予定で、佐世保会場については接種ブースを3レーン設ける予定としているため、最低300㎡程度の広さの会場が必要である。また、被接種者の利便性を考慮すると佐世保駅に近く、十分な駐車スペースを有し、かつ約2か月間継続して設置できる300㎡以上の会場は佐世保市内で他にないことから、1者による随意契約とする。	第167条の2第1項 第2号
29	福祉保健部	医療政策課	2022年 1月24日	新型コロナワクチン集団接種に係る感染性廃棄物収集運搬・処理業務委託	1,667,388	大村市富の原2丁目921 株式会社 矢敷環境保全 代表取締役 矢敷 和男	当該新型コロナワクチン集団接種において発生する感染性廃棄物については、収集・運搬及び処分を行う必要がある。 県内において処分の許可を持つ業者が1者しかなく、当該事業所は収集・運搬の許可も受けていることから、処分と収集・運搬を分けて業務を行うよりも一体的に取り組んだ方が効率的に実施することができる。また、接種開始日までに回収処分計画を立てる必要があるため、緊急的に株式会社矢敷環境保全と1者随意契約を締結する。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
30	福祉保健部	医療政策課	2022年 1月27日	新型コロナウイルスワクチン集団接種(3回目) に係る会場設営及び運営等業務委託	194,991,185	長崎市元船町14-10 株式会社JTB 長崎支店 支店長 石原 彰人	<p>本業務は、市町が実施している新型コロナウイルスワクチンの追加接種(3回目)に加え、県において大規模接種会場を設置し希望する方々へ適切な時期に接種することにより、感染拡大が懸念されるオミクロン株など感染第6波による県民の生命や医療体制の圧迫を防ぐ目的で実施するものである。</p> <p>実施にあたっては、予約の受付や県民からの問い合わせ等が集中することが予想され、また、大規模接種会場においては、運営に多数のスタッフが必要と想定されることに加え、受付や会場内の誘導等、求められる業務を円滑に遂行できる人材の確保が必要である。しかしながら本県はこうした十分なノウハウを有しておらず、予約管理システム構築、コールセンター業務、設備等の設置、会場運営等に必要な知識を持たず、有能な人材を十分に確保することが困難であることから、複数の民間事業者から企画提案を募り、その中から最も優れたものを選定することで、業務効率の最大化を図る必要がある。</p> <p>以上の理由により、価格競争に適さないことから、公募型プロポーザル方式を採用するものである。</p>	第167条の2第1項 第2号
31	福祉保健部	医療政策課	2022年 3月14日	長崎県新型コロナウイルスワクチンの小児接種 (5~11歳)に関する電話相談業務委託	7,370,000	東京都中央区銀座1丁目10 番1号 株式会社 法研 代表取締役社長 東島俊一	<p>「予防接種実施規則の一部を改正する省令の公布について」(令和4年2月21日付け健発0221第3号厚生労働省健康局長通知)により、小児(5~11歳)接種実施に伴う省令改正がなされたところであり、この小児用ワクチンは、12歳以上の者に使用されるワクチンと成分等が異なる。</p> <p>本業務は、市町の窓口で対応が難しい小児(5~11歳)の保護者からの専門的な相談に対し、小児用ワクチンの有効性・安全性や接種後に通常起こり得る症状への対処方法等の丁寧な説明や各種相談対応を専門性の高い保健師、看護師等が全県一括して対応する「長崎県新型コロナウイルスワクチン小児接種相談センター(仮称)の設置を目的とするものである。</p> <p>株式会社法研は、県が設置する「新型コロナウイルスワクチン副反応相談窓口運営業務」の委託を昨年度より受けており、その業務と一体的に取り組むことで明らかに他社よりも効率的に事業の実施が可能であるかつ、各市町での小児接種が3月上旬から順次開始されており、緊急に整備することが必要である。</p>	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
32	福祉保健部	医療政策課	2022年 3月23日	新型コロナウイルス感染症に関する電話相談業務委託	29,700,000	福岡県福岡市中央区天神1-10-20天神ビジネスセンター15階 株式会社メディカル・コンシエルジュ 福岡支社 支社長 平野 光伸	令和3年度においては、4月1日から5月31日までは令和2年度の契約者と随意契約を行い、5月に一般競争入札を行い、新たな契約者と令和3年5月1日から令和4年3月31日までの履行期間で契約を締結している。 令和4年度も、新型コロナウイルス感染症の収束見込みが立たないため、引き続き電話相談窓口を設置する方針を決定した。継続して相談に対応することから、切れ目なく業務を行う必要がある。 上記のことについて、4月1日業務開始に伴う債務負担行為の設定は、11月議会で議決されたが、国の補助が年度末まで方針が示されず、国の感染対策などの動向を見ながら事業直前で契約する必要がある。また、令和3年度の契約者の変更に伴い、電話番号が変更になり、多大の問い合わせがあり、業務遂行に支障をきたしたため、現在契約している株式会社メディカル・コンシエルジュと一者随意契約するもの。	第167条の2第1項 第2号
33	福祉保健部	医療政策課	2022年 3月23日	広域災害救急医療情報システム利用業務委託	5,280,000	東京都江東区豊洲三丁目3番3号 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 代表取締役社長 本間 洋	平成26年8月に国のEMISがリニューアルされ、県のシステムを介さずに、県内の医療機関情報を国と全県で共有する体制が整備されたことにより、本県システムの運用は廃止となった。 平成27年度から、国のシステムの利用契約を行っており、契約の相手方は国のシステムのベンダーに特定されるため、随意契約とするものである。	第167条の2第1項 第2号
34	福祉保健部	医療政策課	2022年 3月30日	新型コロナウイルスワクチン集団接種に係る会場設営及び運営等業務委託	71,094,397	長崎市元船町14-10 株式会社JTB 長崎支店 支店長 平尾武敏	本業務は、3回目の新型コロナウイルスワクチンの接種が、生命・健康を損なうリスクの軽減や医療への負担の軽減、さらには社会経済の安定に寄与することが期待されることから、国の前倒し接種の方針を受け、市町のワクチン接種を補完することを目的に令和4年2月5日から3月27日まで開設したが、3回目接種のさらなる推進を図るため、令和4年4月1日以降も引き続き開設することとなり、会場の円滑な運営を確保するため、運営に必要なスタッフを短期間で確保する必要がある。 また、3月27日までの予約管理システム、コールセンターの継続した活用が不可欠であるため、4月1日からの接種を可能とするにあたり、すでに公募型プロポーザル方式を採用し、最も優れた提案を行った(株)JTB長崎支店と随意契約を行う必要がある。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
35	福祉保健部	医療政策課	2022年 3月31日	新型コロナウイルスワクチン接種に係る会場借上	20,929,480	佐世保市三浦町4 - 2 8 株式会社月華荘 レオプラザ ホテル佐世保 代表取締役 芹野 隆英	現在、長崎県下の各市町及び県において新型コロナウイルスワクチンの追加接種（3回目）が実施されているが、県の接種会場の設置期間が4月30日まで延長されることに伴い、今回契約するものである。 接種会場の佐世保会場については、接種ブースを3レーン設ける予定としているため、最低300㎡程度の広さの会場が必要である。 また、被接種者の利便性を考慮すると佐世保駅に近く、十分な駐車スペースを有し、かつ約2か月間継続して設置できる300㎡以上の会場は佐世保市内でレオプラザホテル佐世保（佐世保市三浦町）に限られることから、1者による随意契約とする。	第167条の2第1項 第2号
36	福祉保健部	医療政策課	2022年 3月31日	長崎県救急医療情報センター運営業務委託	4,255,068	諫早市多良見町化屋983番 地3 公益財団法人 長崎県健康事業団 理事長 森崎 正幸	本契約については、医療機関、消防機関、医師会から情報を収集等の本県救急医療の連携体制の基礎となる業務と、救急医療従事者等や県民へ迅速で正確な情報を提供する救急医療情報システムの運営業務から成る。 <救急医療の連携体制の基礎となる業務> ・在宅当番医の情報収集 ・輪番医療機関の情報収集 ・医療機関の開設等や診療科目変更の情報収集 ・各医療機関の医薬品備蓄の情報収集 上記連携体制の基礎となる業務に関しては、長崎県健康事業団と各機関が長年にわたり構築した連絡体制によって可能であり、最も信頼できる相手であり、効果的効率的に業務可能である。	第167条の2第1項 第2号
37	福祉保健部	薬務行政室	2021年 4月1日	自主的なPCR検査の実施等に係る事業者からの電話相談及び住民対応薬局への指導助言に係る電話相談窓口設置事業	3,678,532	長崎市茂里町3番18号 一般社団法人 長崎県薬剤師会 会長 田代 浩幸	本事業の相談対応は、医療に加えPCR検査や生活衛生等に関する知識も必要となること、また、住民相談を薬局で受ける体制整備を支援するため、県内ほとんどの薬局が加入し、日頃から薬剤師が常駐し薬事情報全般の相談に対応している県薬剤師会以外の団体では、本事業の遂行は困難である。 上述を満たす相手方は、県内では、一般社団法人長崎県薬剤師会の一者に特定されるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約を行うものである。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
38	福祉保健部	福祉保健課	2021年 4月1日	長崎県健康管理アプリ「N-CHAT」利用契約	10,560,000	長崎市西坂町2-3 富士通Japan株式会社 長崎支店 支店長 大友 崇	<p>当該アプリは令和2年10月から導入を開始し、導入開始時から当該契約相手を契約相手方としている。</p> <p>導入にあたっては、令和2年のクルーズ船での集団感染事案や県内保健所等で運用したアプリを、県や利用者の要望に基づき改修し、新型コロナウイルス対策として県下の企業、各種団体、介護施設等への導入を進め、新型コロナウイルスの感染の広がりを早期に発見する有効な手段となった。</p> <p>現状で感染終息が見込めない状況であり、令和3年度も企業等へ当該アプリを無償提供し、従業員等が日々、体調等を入力することで、提供を受けた組織の管理者は、従業員等の体調を一覧形式などで確認できるため、感染の広がりを早期に発見する有効な手段として引き続き効果を発揮することが見込まれる。</p> <p>以上のとおり、県内企業等の継続した利用が必要であり、また、県が求める仕様を満たし、迅速に県下に展開できるアプリは当該アプリしか存在しないことから、当該アプリを保有する富士通Japan株式会社長崎支店との随意契約とした。</p>	第167条の2第1項 第2号
39	福祉保健部	福祉保健課	2021年 4月1日	生活困窮者自立相談支援事業業務委託(長与町)	11,324,138	西彼杵郡長与町嬉里郷431-1 社会福祉法人 長与町社会福祉協議会 会長 黒田 義和	<p>本事業は、生活困窮者からの相談を受け、適切な支援プランの作成や、適切な支援機関へのつなぎを行うものであり、これを行うためにはこれまで生活困窮者の相談援助を行ってきたノウハウを有し、既にハローワークなど関係機関・団体等とのネットワークを構築している必要がある。こうした条件を備えた上で、同事業を実施できるのは、長与町社会福祉協議会のみである。</p>	第167条の2第1項 第2号
40	福祉保健部	福祉保健課	2021年 4月1日	令和3年度長崎県地域生活定着支援センター運営事業委託	43,833,000	諫早市福田町357番地15 社会福祉法人 南高愛隣会 理事長 田島 光浩	<p>南高愛隣会は、更生保護施設や障害福祉サービス事業所等を運営する中で、罪に問われた障害者等への支援を積極的に掲げて、多数のそれら対象者への支援で実績を上げている県内唯一の団体であり、当該事業を最も適切に実施できる。</p> <p>高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする矯正施設等退所予定者及び退所者に対し、その社会復帰及び地域生活への定着を支援し、再犯防止に資するためには、職員の高い専門性だけでなく地域と連携・協力していく体制基盤と信頼関係が必要である。平成21年から全国に先駆けてモデル的に本事業を実施しており、従事する職員は専門的知識に加えて経験に基づく実践力を有しており、地域との連携・協力体制も築いてきており、南高愛隣会以外に本事業を効果的に実施できる団体はない。</p>	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

2021年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：福祉保健部

2022年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
41	福祉保健部	福祉保健課	2021年 4月1日	生活困窮者自立相談支援事業業務委託(時津町)	11,324,138	西彼杵郡時津町左底郷367 社会福祉法人 時津町社会福祉協議会 会長 浦川 裕水	本事業は、生活困窮者からの相談を受け、適切な支援プランの作成や、適切な支援機関へのつなぎを行うものであり、これを行うためにはこれまで生活困窮者の相談援助を行ってきたノウハウを有し、既にハローワークなど関係機関・団体等とのネットワークを構築している必要がある。こうした条件を備えた上で、同事業を実施できるのは、時津町社会福祉協議会のみである。	第167条の2第1項 第2号
42	福祉保健部	福祉保健課	2021年 4月1日	生活困窮者自立相談支援事業業務委託(東彼杵町)	11,324,138	長崎市中里町1704 グリーンコープ生活協同組合 代表理事 川淵 孝義	本事業は、生活困窮者からの相談を受け、適切な支援プランの作成や、適切な支援機関へのつなぎを行うものであり、これを行うためにはこれまで生活困窮者の相談援助を行ってきたノウハウを有し、既にハローワークなど関係機関・団体等とのネットワークを構築している必要がある。こうした条件を備えた上で、同事業を実施できるのは、グリーンコープ生活協同組合のみである。	第167条の2第1項 第2号
43	福祉保健部	福祉保健課	2021年 4月1日	生活困窮者自立相談支援事業業務委託(川棚町)	11,324,138	長崎市中里町1704 グリーンコープ生活協同組合 代表理事 川淵 孝義	本事業は、生活困窮者からの相談を受け、適切な支援プランの作成や、適切な支援機関へのつなぎを行うものであり、これを行うためにはこれまで生活困窮者の相談援助を行ってきたノウハウを有し、既にハローワークなど関係機関・団体等とのネットワークを構築している必要がある。こうした条件を備えた上で、同事業を実施できるのは、グリーンコープ生活協同組合のみである。	第167条の2第1項 第2号
44	福祉保健部	福祉保健課	2021年 4月1日	生活困窮者自立相談支援事業業務委託(波佐見町)	11,324,138	東彼杵郡波佐見町長野郷173-2 社会福祉法人 波佐見町社会福祉協議会 会長 中村 敏明	本事業は、生活困窮者からの相談を受け、適切な支援プランの作成や、適切な支援機関へのつなぎを行うものであり、これを行うためにはこれまで生活困窮者の相談援助を行ってきたノウハウを有し、既にハローワークなど関係機関・団体等とのネットワークを構築している必要がある。こうした条件を備えた上で、同事業を実施できるのは、波佐見町社会福祉協議会のみである。	第167条の2第1項 第2号
45	福祉保健部	福祉保健課	2021年 4月1日	生活困窮者自立相談支援事業業務委託(佐々町)	11,324,138	北松浦郡佐々町市場23-1 社会福祉法人 佐々町社会福祉協議会 会長 大浦 春光	本事業は、生活困窮者からの相談を受け、適切な支援プランの作成や、適切な支援機関へのつなぎを行うものであり、これを行うためにはこれまで生活困窮者の相談援助を行ってきたノウハウを有し、既にハローワークなど関係機関・団体等とのネットワークを構築している必要がある。こうした条件を備えた上で、同事業を実施できるのは、佐々町社会福祉協議会のみである。	第167条の2第1項 第2号
46	福祉保健部	福祉保健課	2021年 4月1日	生活困窮者家計改善支援事業業務委託	8,355,871	長崎市中里町1704 グリーンコープ生活協同組合 代表理事 川淵 孝義	本事業は、生活困窮者からの相談を受け、家計収支に関し、収支の改善や債務整理など専門的なアドバイスを行うものであり、相談員にはファイナンシャルプランナーの資格が求められるなど、高い専門性が求められる。さらに、事業の性質上、相談者に対する継続的な支援が求められる。こうした観点から、管内において担えるのはこれまで同事業を実施してきたグリーンコープ生活協同組合のみである。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

2021年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：福祉保健部

2022年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
47	福祉保健部	福祉保健課	2021年 4月1日	生活困窮者就労準備支援事業業務委託(西彼杵郡)	3,026,425	西彼杵郡長与町嬉里郷431-1 社会福祉法人 長与町社会福祉協議会 会長 黒田 義和	本事業は、就労意欲の低い者、就労経験が少ない者又は生活習慣等の面においても様々な課題を持つ生活困窮者に対し、就労による自立を支援するという非常に専門性の高い業務である。上記のような高い専門性を有し、本事業を実施可能な事業者は長与町社会福祉協議会のみである。	第167条の2第1項 第2号
48	福祉保健部	福祉保健課	2021年 4月1日	生活困窮者就労準備支援事業業務委託(東彼杵郡、北松浦郡佐々町)	3,026,425	長崎市馬町48-1 特定非営利活動法人 心澄 理事長 宮本 鷹明	本事業は、就労意欲の低い者、就労経験が少ない者又は生活習慣等の面においても様々な課題を持つ生活困窮者に対し、就労による自立を支援するという非常に専門性の高い業務である。上記のような高い専門性を有し、本事業を実施可能な事業者は心澄のみである。	第167条の2第1項 第2号
49	福祉保健部	福祉保健課	2021年 4月1日	生活困窮者就労準備支援事業業務委託(新上五島町)	3,026,425	南松浦郡新上五島町青方郷1379-1 社会福祉法人 新上五島町社会福祉協議会 会長 森藤 敏幸	本事業は、就労意欲の低い者、就労経験が少ない者又は生活習慣等の面においても様々な課題を持つ生活困窮者に対し、就労による自立を支援するという非常に専門性の高い業務である。上記のような高い専門性を有し、本事業を実施可能な事業者は新上五島町社会福祉協議会のみである。	第167条の2第1項 第2号
50	福祉保健部	福祉保健課	2021年 4月1日	生活困窮者世帯の子どもに対する学習・生活支援事業業務委託(西彼杵郡)	3,507,226	長崎市毛井首町1-87 特定非営利活動法人 ワーカーズコープ長崎支部 支部長 竹森 鉄	本事業は、生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもに対し、学習支援や日常生活習慣の改善に向けた支援を行うため、慎重かつきめが細やかな支援を行う必要があり、事業の企画内容及び高度なノウハウが事業実施に大きく影響するとともに、本事業の目的を達成できる能力(知識、経験等)も必要となる。左記の条件の下、同事業を実施できるのは、ワーカーズコープ 長崎支部のみである。	第167条の2第1項 第2号
51	福祉保健部	福祉保健課	2021年 4月1日	生活困窮者世帯の子どもに対する学習・生活支援事業業務委託(東彼杵郡)	2,776,684	東彼杵郡川棚町石木郷460-2 特定非営利活動法人 地球っ子 理事長 石木 典子	本事業は、生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもに対し、学習支援や日常生活習慣の改善に向けた支援を行うため、慎重かつきめが細やかな支援を行う必要があり、事業の企画内容及び高度なノウハウが事業実施に大きく影響するとともに、本事業の目的を達成できる能力(知識、経験等)も必要となる。左記の条件の下、同事業を実施できるのは、地球っ子のみである。	第167条の2第1項 第2号
52	福祉保健部	福祉保健課	2021年 4月1日	生活困窮者世帯の子どもに対する学習・生活支援事業業務委託(佐々町)	1,981,450	北松浦郡佐々町市場23-1 社会福祉法人 佐々町社会福祉協議会 会長 大浦 春光	本事業は、生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもに対し、学習支援や日常生活習慣の改善に向けた支援を行うため、慎重かつきめが細やかな支援を行う必要があり、事業の企画内容及び高度なノウハウが事業実施に大きく影響するとともに、本事業の目的を達成できる能力(知識、経験等)も必要となる。左記の条件の下、同事業を実施できるのは、佐々町社会福祉協議会のみである。	第167条の2第1項 第2号
53	福祉保健部	福祉保健課	2022年 3月29日	生活保護電算システム業務支援委託(ソフトウェア)	2,227,500	秋田県秋田市南通築地15番32号 北日本コンピューターサービス株式会社 代表取締役 江畑 佳明	システムのプログラムは同社が著作権を有しているため、改修作業は同社に限定されるため。 また、保護費支出事務の遅延は許されず、適かつ迅速な対応をとることができるのはシステムを熟知した同社に限定されるため。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
54	福祉保健部	福祉保健課	2022年 3月30日	長崎県健康管理アプリ「N-CHAT」利用契約	10,560,000	長崎市西坂町2-3 富士通Japan株式会社 長崎支店 支店長 大友 崇	当該アプリは令和2年10月から導入を開始し、導入開始時から当該契約相手方を契約相手方としている。 導入にあたっては、令和2年のクルーズ船での集団感染事案や県内保健所等で運用したアプリを、県や利用者の要望に基づき改修し、新型コロナウイルス対策として県下の企業、各種団体、介護施設等への導入を進め、新型コロナウイルスの感染の広がりを早期に発見する有効な手段となった。 現状で感染終息が見込めない状況であり、令和4年度も企業等へ当該アプリを無償提供し、従業員等が日々、体調等を入力することで、提供を受けた組織の管理者は、従業員等の体調を一覧形式などで確認できるため、感染の広がりを早期に発見する有効な手段として引き続き効果を発揮することが見込まれる。 以上のとおり、県内企業等の継続した利用が必要であり、また、県が求める仕様を満たし、迅速に県下に展開できるアプリは当該アプリしか存在しないことから、当該アプリを保有する富士通Japan株式会社長崎支店との随意契約とした。	第167条の2第1項 第2号
55	福祉保健部	福祉保健課	2022年 3月31日	生活保護等版レセプト管理クラウドサービス利用契約	1,848,000	長崎市西坂町2-3 富士通Japan株式会社 長崎支店 支店長 大友 崇	当サービスは、富士通Japan株式会社が全国で唯一提供しているサービスであり、同様のサービスは他に存在しないため同社と随意契約をするものである。	第167条の2第1項 第2号
56	福祉保健部	こども医療福祉センター	2022年 3月25日	医事電算システム賃貸借保守契約	925,320	長崎市金屋町2番6号 オフィスメーション株式会社 代表取締役 石橋 圭介	令和4年度からの医事電算システム賃貸借保守契約のために令和4年1月12日に一般競争入札の告示・公告を行ったが、世界的な新型コロナウイルス感染症拡大に伴う半導体需要見込みの混乱に起因するサーバ機器の供給不足により、応札者不在となった。これにより、令和4年度にあらためて入札を実施する予定のため、現行機器を1年間延長契約するものであり、契約の相手先は現契約者のオフィスメーション(株)に限定される。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
57	福祉保健部	長寿社会課	2021年 4月1日	令和3年度認知症疾患医療センター運営事業(地域型)	3,000,000	長崎市柿泊町2250番地 医療法人昌生会 出口病院 理事長 出口 之	認知症疾患医療センターの事業内容・目的は、保健医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断とその初期対応、認知症の行動・心理症状と身体合併症の急性期治療に関する対応、専門医療相談、診断後の相談支援等を実施するとともに、地域保健医療・介護関係者への研修等を行うことにより、地域において認知症に対して進行予防から地域生活の維持まで必要となる医療を提供できる機能体制の構築を図ることなどである。 厚生労働省の実施要綱によると、本事業の実施主体は都道府県であり、都道府県が指定した病院・診療所が本事業を行うことになっている。本県の場合、長崎圏域において、平成21年7月1日付けで医療法人昌生会出口病院を認知症疾患医療センター(地域型)に指定していることから、本事業の委託先は医療法人昌生会出口病院以外にはない。	第167条の2第1項 第2号
58	福祉保健部	長寿社会課	2021年 4月1日	令和3年度認知症疾患医療センター運営事業(地域型)	3,000,000	佐世保市大和町15番地 社会医療法人財団 白十字会 理事長 富永 雅也	認知症疾患医療センターの事業内容・目的は、保健医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断とその初期対応、認知症の行動・心理症状と身体合併症の急性期治療に関する対応、専門医療相談、診断後の相談支援等を実施するとともに、地域保健医療・介護関係者への研修等を行うことにより、地域において認知症に対して進行予防から地域生活の維持まで必要となる医療を提供できる機能体制の構築を図ることなどである。 厚生労働省の実施要綱によると、本事業の実施主体は都道府県であり、都道府県が指定した病院・診療所が本事業を行うことになっている。本県の場合、佐世保・県北圏域において、平成21年10月1日付けで社会医療法人財団白十字会佐世保中央病院を認知症疾患医療センター(地域型)に指定していることから、本事業の委託先は社会医療法人財団白十字会佐世保中央病院以外にはない。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
59	福祉保健部	長寿社会課	2021年 4月1日	令和3年度認知症疾患医療センター運営事業(地域型)	3,000,000	諫早市永昌東町24番1号 独立行政法人地域医療機能推進機構 諫早総合病院 院長 長郷 国彦	認知症疾患医療センターの事業内容・目的は、保健医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断とその初期対応、認知症の行動・心理症状と身体合併症の急性期治療に関する対応、専門医療相談、診断後の相談支援等を実施するとともに、地域保健医療・介護関係者への研修等を行うことにより、地域において認知症に対して進行予防から地域生活の維持まで必要となる医療を提供できる機能体制の構築を図ることなどである。 厚生労働省の実施要綱によると、本事業の実施主体は都道府県であり、都道府県が指定した病院・診療所が本事業を行うことになっている。本県の場合、県央圏域において、平成26年10月1日付けで独立行政法人地域医療機能推進機構諫早総合病院を認知症疾患医療センター(地域型)に指定していることから、本事業の委託先は独立行政法人地域医療機能推進機構諫早総合病院以外にはない。	第167条の2第1項 第2号
60	福祉保健部	長寿社会課	2021年 4月1日	令和3年度認知症疾患医療センター運営事業(地域型)	3,000,000	島原市中堀町68番地 医療法人済家会 理事長 柴田 英徳	認知症疾患医療センターの事業内容・目的は、保健医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断とその初期対応、認知症の行動・心理症状と身体合併症の急性期治療に関する対応、専門医療相談、診断後の相談支援等を実施するとともに、地域保健医療・介護関係者への研修等を行うことにより、地域において認知症に対して進行予防から地域生活の維持まで必要となる医療を提供できる機能体制の構築を図ることなどである。 厚生労働省の実施要綱によると、本事業の実施主体は都道府県であり、都道府県が指定した病院・診療所が本事業を行うことになっている。本県の場合、県南圏域において、平成26年1月6日付けで医療法人済家会島原保養院を認知症疾患医療センター(地域型)に指定していることから、本事業の委託先は医療法人済家会島原保養院以外にはない。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
61	福祉保健部	長寿社会課	2021年 4月1日	令和3年度認知症疾患医療センター運営事業(連携型)	1,460,000	五島市吉久木町205番地 長崎県五島中央病院 院長 竹島 史直	認知症疾患医療センターの事業内容・目的は、保健医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断とその初期対応、認知症の行動・心理症状と身体合併症の急性期治療に関する対応、専門医療相談、診断後の相談支援等を実施するとともに、地域保健医療・介護関係者への研修等を行うことにより、地域において認知症に対して進行予防から地域生活の維持まで必要となる医療を提供できる機能体制の構築を図ることなどである。 厚生労働省の実施要綱によると、本事業の実施主体は都道府県であり、都道府県が指定した病院・診療所が本事業を行うことになっている。本県の場合、五島圏域において、平成30年10月1日付けで長崎県五島中央病院を認知症疾患医療センター(連携型)に指定していることから、本事業の委託先は長崎県五島中央病院以外にはない。	第167条の2第1項 第2号
62	福祉保健部	長寿社会課	2021年 4月1日	令和3年度認知症疾患医療センター運営事業(連携型)	1,460,000	南松浦郡新上五島町青方郷1 549番地11号 長崎県上五島病院 院長 神田 聡	認知症疾患医療センターの事業内容・目的は、保健医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断とその初期対応、認知症の行動・心理症状と身体合併症の急性期治療に関する対応、専門医療相談、診断後の相談支援等を実施するとともに、地域保健医療・介護関係者への研修等を行うことにより、地域において認知症に対して進行予防から地域生活の維持まで必要となる医療を提供できる機能体制の構築を図ることなどである。 厚生労働省の実施要綱によると、本事業の実施主体は都道府県であり、都道府県が指定した病院・診療所が本事業を行うことになっている。本県の場合、上五島圏域において、平成29年4月3日付けで長崎県上五島病院を認知症疾患医療センター(連携型)に指定していることから、本事業の委託先は長崎県上五島病院以外にはない。	第167条の2第1項 第2号
63	福祉保健部	長寿社会課	2021年 4月1日	令和3年度認知症疾患医療センター運営事業(連携型)	1,460,000	壱岐市郷ノ浦町東触1626 番地 長崎県壱岐病院 院長 向原 茂明	認知症疾患医療センターの事業内容・目的は、保健医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断とその初期対応、認知症の行動・心理症状と身体合併症の急性期治療に関する対応、専門医療相談、診断後の相談支援等を実施するとともに、地域保健医療・介護関係者への研修等を行うことにより、地域において認知症に対して進行予防から地域生活の維持まで必要となる医療を提供できる機能体制の構築を図ることなどである。 厚生労働省の実施要綱によると、本事業の実施主体は都道府県であり、都道府県が指定した病院・診療所が本事業を行うことになっている。本県の場合、壱岐圏域において、平成29年7月1日付けで長崎県壱岐病院を認知症疾患医療センター(連携型)に指定していることから、本事業の委託先は長崎県壱岐病院以外にはない。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
64	福祉保健部	長寿社会課	2021年 4月1日	令和3年度認知症疾患医療センター運営事業(連携型)	1,460,000	対馬市美津島町鶏知乙116 8番7 長崎県対馬病院 院長 八坂 貴宏	認知症疾患医療センターの事業内容・目的は、保健医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断とその初期対応、認知症の行動・心理症状と身体合併症の急性期治療に関する対応、専門医療相談、診断後の相談支援等を実施するとともに、地域保健医療・介護関係者への研修等を行うことにより、地域において認知症に対して進行予防から地域生活の維持まで必要となる医療を提供できる機能体制の構築を図ることなどである。 厚生労働省の実施要綱によると、本事業の実施主体は都道府県であり、都道府県が指定した病院・診療所が本事業を行うことになっている。本県の場合、対馬圏域において、平成29年4月1日付けで長崎県対馬病院を認知症疾患医療センター(連携型)に指定していることから、本事業の委託先は長崎県対馬病院以外にはない。	第167条の2第1項 第2号
65	福祉保健部	長寿社会課	2021年 4月1日	令和3年度生涯現役促進支援事業委託	15,992,571	長崎市茂里町3-24 公益財団法人長崎県すこやか 長寿財団 理事長 横田修一郎	(公財)長崎県すこやか長寿財団は、県内全域を対象とし、高齢者に特化した生きがいづくり・活躍促進事業に取り組む唯一の団体であり、生涯現役促進支援事業についても一体的に実施することにより、事業の効率的・効果的な執行が可能な唯一の団体であるため。	第167条の2第1項 第2号
66	福祉保健部	長寿社会課	2021年 4月1日	長崎県地域リハビリテーション支援体制整備事業	3,289,425	長崎市鳴見台2丁目15番8 号 特定非営利活動法人 ナガサキリハビリテーション ネットワーク 理事長 松坂 誠應	本事業の実施主体となる「長崎県地域リハビリテーション支援センター」として、県がR2～R6年度の5年間の指定を同機関に対して行っているため。	第167条の2第1項 第2号
67	福祉保健部	長寿社会課	2021年 4月1日	長崎地域リハビリテーション広域支援センター事業	1,352,820	長崎市鳴見台2丁目15番8 号 特定非営利活動法人 ナガサキリハビリテーション ネットワーク 理事長 松坂 誠應	令和3年度の長崎圏域における地域リハビリテーション広域支援センターの指定については、ナガサキリハビリテーションネットワーク1箇所から申請があり、長崎地域リハビリテーション連絡協議会にて指定推薦について承認され、長崎県地域リハビリテーション推進部会においても同機関を指定することで承認された。	第167条の2第1項 第2号
68	福祉保健部	長寿社会課	2021年 4月1日	県央地域リハビリテーション広域支援センター事業	1,352,820	大村市本町458番地2 一般社団法人大村市医師会 会長 田崎 賢一	令和3年度の県央圏域における地域リハビリテーション広域支援センターの指定については、一般社団法人大村市医師会1箇所から申請があり、県央地域リハビリテーション連絡協議会にて指定推薦について承認され、長崎県地域リハビリテーション推進部会においても同機関を指定することで承認されたため。	第167条の2第1項 第2号
69	福祉保健部	長寿社会課	2021年 4月1日	県南地域リハビリテーション広域支援センター事業	1,352,820	雲仙市愛野町甲3838-1 医療法人伴帥会 愛野記念病 院 理事長 貝田 英二	令和3年度の県南圏域における地域リハビリテーション広域支援センターの指定については、医療法人伴帥会愛野記念病院1箇所から申請があり、県南地域リハビリテーション連絡協議会にて指定推薦について承認され、長崎県地域リハビリテーション推進部会においても同機関を指定することで承認されたため。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

2021年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：福祉保健部

2022年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
70	福祉保健部	長寿社会課	2021年 4月1日	東北地域リハビリテーション広域支援センター 事業	1,352,820	平戸市鏡川町278 医療法人医理会 柿添病院 理事長 柿添 圭嗣	令和3年度の東北圏域における地域リハビリテーション広域支援センターの指定については、医療法人医理会柿添病院1箇所から申請があり、東北地域リハビリテーション連絡協議会にて指定推薦について承認され、長崎県地域リハビリテーション推進部会においても同機関を指定することで承認されたため。	第167条の2第1項 第2号
71	福祉保健部	長寿社会課	2021年 4月1日	佐世保地域リハビリテーション広域支援センター 事業	1,352,820	佐世保市山手町855-1 社会医療法人財団白十字会耀 光リハビリテーション病院 院長 柴田 隆一郎	令和3年度の佐世保圏域における地域リハビリテーション広域支援センターの指定については、社会医療法人財団白十字会耀光リハビリテーション病院1箇所から申請があり、佐世保地域リハビリテーション連絡協議会にて指定推薦について承認され、長崎県地域リハビリテーション推進部会においても同機関を指定することで承認されたため。	第167条の2第1項 第2号
72	福祉保健部	長寿社会課	2021年 4月1日	五島地域リハビリテーション広域支援センター 事業	1,166,850	五島市吉久木町205番地 長崎県病院企業団 長崎県五 島中央病院 院長 竹島 史直	令和3年度の五島圏域における地域リハビリテーション広域支援センターの指定については、長崎県病院企業団長崎県五島中央病院1箇所から申請があり、五島地域リハビリテーション連絡協議会にて指定推薦について承認され、長崎県地域リハビリテーション推進部会においても同機関を指定することで承認されたため。	第167条の2第1項 第2号
73	福祉保健部	長寿社会課	2021年 4月1日	上五島地域リハビリテーション広域支援センター 事業	1,166,850	南松浦郡新上五島町青方郷1 549番地11 長崎県病院企業団 長崎県上 五島病院 院長 神田 聡	令和3年度の上五島圏域における地域リハビリテーション広域支援センターの指定については、長崎県病院企業団長崎県上五島病院1箇所から申請があり、上五島地域リハビリテーション連絡協議会にて指定推薦について承認され、長崎県地域リハビリテーション推進部会においても同機関を指定することで承認されたため。	第167条の2第1項 第2号
74	福祉保健部	長寿社会課	2021年 4月1日	壱岐地域リハビリテーション広域支援センター 事業	1,166,850	壱岐市郷ノ浦町東触1626 番地 長崎県病院企業団 長崎県壱 岐病院 院長 向原 茂明	令和3年度の壱岐圏域における地域リハビリテーション広域支援センターの指定については、長崎県病院企業団長崎県壱岐病院1箇所から申請があり、壱岐地域リハビリテーション連絡協議会にて指定推薦について承認され、長崎県地域リハビリテーション推進部会においても同機関を指定することで承認されたため。	第167条の2第1項 第2号
75	福祉保健部	長寿社会課	2021年 4月1日	対馬地域リハビリテーション広域支援センター 事業	1,166,850	対馬市美津島町༖ 2;知乙1168番7 長崎県病院企業団 長崎県対 馬病院 院長 八坂 貴宏	令和3年度の対馬圏域における地域リハビリテーション広域支援センターの指定については、長崎県病院企業団長崎県対馬病院1箇所から申請があり、対馬地域リハビリテーション連絡協議会にて指定推薦について承認され、長崎県地域リハビリテーション推進部会においても同機関を指定することで承認されたため。	第167条の2第1項 第2号
76	福祉保健部	長寿社会課	2021年 4月1日	長崎県訪問看護サポートセンター事業	9,189,000	諫早市永昌町23番6号 公益社団法人 長崎県看護協 会 会長 西村 伊知恵	訪問看護事業所で働く訪問看護師や管理者を対象とした研修や相談等により、訪問看護の提供体制を充実するための事業であり、訪問看護に関する専門的な知識と研修内容の企画調整など、訪問看護や訪問看護事業所に働く訪問看護師等の実情を理解し、相談対応や研修の企画調整を行う能力が必要とされることから、本事業を実施できるのは、多くの訪問看護師を含む看護師が加入する長崎県看護協会に限定されるため。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

2021年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：福祉保健部

2022年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
77	福祉保健部	長寿社会課	2021年 4月2日	令和3年度地域支え合い等推進事業委託	2,220,416	長崎市茂里町3-24 公益財団法人長崎県老人クラブ連合会 会長 内田政信	地域の支え合い活動を推進するため、老人クラブの活動の底上げ・向上を図るための研修であり、県内老人クラブの状況を把握するとともに、活動を誘導していくなど団体内での調整能力が求められることから、県老人クラブ連合会に限られるため。	第167条の2第1項 第2号
78	福祉保健部	長寿社会課	2021年 4月2日	令和3年度元気高齢者の活躍促進事業(啓発・表彰事業)委託	2,196,640	長崎市茂里町3-24 公益財団法人長崎県すこやか長寿財団 理事長 横田 修一郎	日常生活支援や介護予防に資する活動など、高齢者の社会参加を促進するため、高齢者の社会参加への機運を醸成するための大会開催や、地域で活躍する高齢者団体の表彰を実施するものである。 すこやか長寿財団は、県内全域を対象として、高齢者に特化した生きがい・健康づくり、社会活動の振興に取り組む唯一の団体であり、財団事業である人材育成事業や地域課題の解決に高齢者の力を活かす取組と一体的に取り組むことで、他者よりも効率的・効果的な事業実施が可能となることから、長崎県すこやか長寿財団に委託先が限られる。	第167条の2第1項 第2号
79	福祉保健部	長寿社会課	2021年 4月15日	令和3年度長崎県介護予防・自立支援推進事業	6,794,228	長崎市文教町1番14号 国立大学法人長崎大学 河野 茂	介護予防や地域リハビリテーションの専門的な知識と介護保険制度に関する知識を兼ね備えた教授(長崎大学保健学科教授)は、研修対象となる市町や地域包括支援センターの介護予防に関する業務内容を十分理解し、精通されているため、市町に対する人材育成講座や現地支援を実施するにあたっては、他者よりも効率的・効果的な事業実施が可能となることから、長崎大学が委託先として適当であると考えられる。	第167条の2第1項 第2号
80	福祉保健部	長寿社会課	2021年 4月19日	令和3年度介護人材確保対策地域連携支援事業委託	8,567,800	長崎市茂里町3番24号 一般社団法人 長崎県介護福祉士会 会長 有村 俊男	本事業で実施する地域連絡協議会の運営及び定着促進のための階層別研修については、事業所間の調整やコーディネートを行う必要があることから、本事業を効率的かつ効果的に実施できるのは、県内各地に会員や支部を有し、各圏域において、コーディネーター配置や研修講師の選定・対応が容易に可能で、かつ類似事業での実績もあり、本事業の遂行に必要な専門性やノウハウを有している長崎県介護福祉士会に限定されるため。	第167条の2第1項 第2号
81	福祉保健部	長寿社会課	2021年 4月26日	令和3年度看護師認知症対応力・実践力向上等研修事業	2,964,380	諫早市永昌町23番6号 公益社団法人 長崎県看護協会 会長 西村 伊知恵	看護師を対象とした研修事業であり、看護に関する専門的な知識と講師(看護師等)の確保や研修内容の調整・設定など、研修等を県内全域で実施するにあたっては、看護師や地域の看護協会の事情に精通し、調整を行う能力が必要とされることから、本事業を実施できるのは、多くの看護師が加入する長崎県看護協会に限定されるため。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

2021年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：福祉保健部

2022年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
82	福祉保健部	長寿社会課	2021年 5月10日	令和3年度長崎県市民後見推進事業	2,207,000	長崎市茂里町3番24号 社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会 会長 出口 啓二郎	本事業は、市民後見人養成研修の修了者を日常生活自立支援事業の生活支援員や法人後見業務のサポート役(法人後見支援員)として市町社会福祉協議会が受け入れ、そこで実務経験を積むことで、将来的に市民後見人として独立する仕組みを構築し、その仕組みを普及させていくことを目的としている。また、判断能力が低下していく認知症高齢者等に対して、養成研修修了者が切れ目なく支援を続けることによって、日常生活自立支援事業から成年後見制度への円滑な移行を進めることにしている。そのため、本事業は日常生活自立支援事業と一体的な実施が必要であり、委託先は日常生活自立支援事業の実施主体である長崎県社会福祉協議会に限定されるため。	第167条の2第1項 第2号
83	福祉保健部	長寿社会課	2021年 6月1日	令和3年度長崎県成年後見推進支援事業	1,491,600	長崎市茂里町3番24号 一般社団法人 長崎県社会福祉士会 会長 小川 睦	本事業は、成年後見制度に係る人材育成や制度利用の推進であり、事業の目的を達成するためには、制度に関する知見、数多くの成年後見等受任の実績及び障害者等の相談や援助といった福祉に対する専門性を有し、かつ同会が運営する「権利擁護センターばあとなあ」において、後見人の養成を行っているなど、人材育成でも実績のある同会に委託先は限定されるため。	第167条の2第1項 第2号
84	福祉保健部	長寿社会課	2021年 6月14日	令和3年度長崎県薬剤師認知症対応力・実践力向上研修事業	1,061,220	長崎市茂里町3番18号 一般社団法人 長崎県薬剤師会 会長 田代 浩幸	薬剤師を対象とした研修事業であり、薬に関する専門的な知識と講師(薬剤師)の確保や研修内容の調整・設定など、研修等を実施するにあたっては、薬剤師や都市の薬剤師会の事情に精通し、調整を行う能力が必要とされることから、本事業を実施できるのは、多くの薬剤師が加入する長崎県薬剤師会に限定されるため。	第167条の2第1項 第2号
85	福祉保健部	長寿社会課	2021年 6月28日	長崎県介護支援専門員実務研修受講試験試験問題作成等事務委託	単価契約 @1,800.00	東京都渋谷区渋谷1丁目5番6号 公益財団法人 社会福祉振興・試験センター 理事長 橋本 正明	都道府県知事は厚生労働大臣の登録を受けた法人に、介護支援専門員実務研修受講試験の実施に関する事務のうち試験問題作成事務を行わせることができる。(介護保険法第69条の11) 試験問題作成事務を行うことができるのは、厚生労働大臣の登録を受けた「公益財団法人 社会福祉振興・試験センター」であることから、契約の相手方は特定される。	第167条の2第1項 第2号
86	福祉保健部	長寿社会課	2021年 6月30日	令和3年度長崎県歯科医師認知症対応力・実践力向上研修事業	1,097,220	長崎市茂里町3番19号 一般社団法人 長崎県歯科医師会 会長 渋谷 昌史	歯科医師を対象とした研修事業であり、歯科診療の専門的な知識と講師(歯科医師)の確保や研修内容の調整・設定など、研修等を実施するにあたっては、歯科医師や都市歯科医師会の事情に精通し、調整を行う能力が必要とされることから、本事業を実施できるのは、多くの歯科医師が加入する長崎県歯科医師会に限定されるため。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

2021年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：福祉保健部

2022年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
87	福祉保健部	長寿社会課	2021年 7月6日	令和3年度長寿祝品調達等業務委託	7,767,249	長崎市大黒町3-1 一般社団法人 長崎県物産振興協会 会長 黒田 隆雄	本契約は、年度内に百歳を迎える高齢者に対して、長寿のお祝いを行うとともに、県産品の良さを知ってもらうため、県産品のカタログギフトを配布するにあたり、掲載品の選定、カタログのデザイン・印刷、問い合わせへの対応、発送までを行うものである。 長崎県産品のみを掲載したカタログギフトを配布するにあたり、県内各地から食料品、工芸品等様々な掲載品を選定、取り扱いを行い、商品への問い合わせ等に対応できるのは、多くの県内事業者を会員に持ち、県産品に精通している(一社)長崎県物産振興協会に限られるため。	第167条の2第1項 第2号
88	福祉保健部	長寿社会課	2021年 7月16日	令和3年度介護職員処遇改善加算等取得促進支援事業委託	5,825,200	長崎市桶屋町50番1号 長崎県社会保険労務士会 会長 中島 政博	本事業は、介護職員処遇改善加算等取得のための賃金規程の整備やキャリアパス構築等への指導・助言を行うものであるため、当該事業を効率的かつ効果的に運営できるのは、労務環境の整備に関する専門性に加え、県内全域に会員や支部を持つ長崎県社会保険労務士会に限られるため。	第167条の2第1項 第2号
89	福祉保健部	長寿社会課	2021年 9月8日	介護の仕事魅力発信事業実施業務委託	5,042,730	長崎市茂里町3番1号 株式会社 九州広告 代表取締役 山崎弘子	介護の仕事の魅力発信事業(動画作成及びプロモーション活動)を委託するに当たり実施した企画コンペ(5社参加)により選定した最優秀提案者が株式会社九州広告であり、当該コンペで採用された提案企画内容を履行できるのは、提案者である株式会社九州広告のみであるため、契約相手方が特定される。	第167条の2第1項 第2号
90	福祉保健部	長寿社会課	2021年 9月10日	令和3年度長崎県かかりつけ医・認知症サポート医等連携研修事業	2,140,850	長崎市茂里町3番27号 一般社団法人 長崎県医師会 会長 森崎 正幸	医師を対象とした研修事業であり、医療の専門的な知識と講師(医師)の確保、業務形態を考慮した研修日程の調整・設定など、研修等を実施するにあたっては、医師や郡市医師会の事情に精通し、調整を行う能力が必要とされることから、本事業を実施できるのは、多くの医師が加入する長崎県医師会に限定されるため。	第167条の2第1項 第2号
91	福祉保健部	長寿社会課	2021年 9月13日	令和3年度主治医研修委託	1,183,000	長崎市茂里町3-27 一般社団法人 長崎県医師会 会長 森崎 正幸	「主治医研修」は、介護保険制度における要介護認定の際の重要な書類である主治医意見書を作成する医師を対象とした研修である。 医療の専門的な知識と介護保険制度に関する知識を兼ね備えた講師(医師)の確保、業務形態を考慮した研修日程の調整・設定など、研修を実施するにあたっては、医師や市郡医師会の事情に精通し、調整能力を有していることが必要となる。 このため、委託先は、多くの医師が加入する「一般社団法人 長崎県医師会」に特定されるため。	第167条の2第1項 第2号
92	福祉保健部	長寿社会課	2021年 10月28日	地域包括ケアシステム見える化ツールジオコーディング業務委託	1,474,000	長崎市田中町585番地5 扇精光ソリューションズ株式会社 代表取締役 瀨口 晴樹	本業務委託について、一般競争入札の実施公告を行ったが、入札参加者の資格申請を行う事業者がなかった。 事業計画に基づき施行するにあたり、再度の一般競争入札を行うための時間が確保できなかったことから、契約相手方を複数業者からの見積もり合わせにより決定し、随意契約を行った。	第167条の2第1項 第8号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
93	福祉保健部	長寿社会課	2022年 3月31日	長崎県福祉人材センター運営事業委託	15,521,487	長崎市茂里町3番24号 社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会 会長 出口 啓二郎	社会福祉法第93条第1項により、県福祉人材センターの指定については、「社会福祉事業に関する連絡及び援助を行うこと等により社会福祉事業者の確保を図ることを目的として設立された社会福祉法人」であり、福祉人材センターの業務（社会福祉事業に関する啓発活動、社会福祉事業者研修、社会事業に従事しようとする者に対する就業の援助）を適正かつ確実に行うことができる社会福祉法人を指定することとなっている。 指定の要件である、「社会福祉事業に関する連絡及び援助を行うこと等により社会福祉事業者の確保を図ることを目的として設立された社会福祉法人」について、国は都道府県社会福祉協議会を想定しており、本県も平成5年に指定を行っていることから、本事業を実施できるのは長崎県社会福祉協議会に限定されるため。	第167条の2第1項 第2号
94	福祉保健部	長寿社会課	2022年 3月31日	長崎県介護人材確保対策事業委託	31,509,000	長崎市茂里町3番24号 社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会 会長 出口 啓二郎	本委託に含まれるマッチング機能強化事業及び合同面談会については、社会福祉法第94条に規定する都道府県福祉人材センターの業務（社会福祉事業に関する啓発活動や従事者の確保等）に合致するものであるため、これらの業務を一体的に行うことで、事業効果の促進を図ることが可能である。本県では、平成5年に長崎県社会福祉協議会を都道府県福祉人材センターとして指定しているため。	第167条の2第1項 第2号
95	福祉保健部	長寿社会課	2022年 3月31日	令和4年度認知症患者医療センター運営事業（基幹型）	8,000,000	長崎市文教町1番14号 国立大学法人 長崎大学 学長 河野 茂	認知症患者医療センターの事業内容・目的は、保健医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症患者に関する鑑別診断とその初期対応、認知症の行動・心理症状と身体合併症の急性期治療に関する対応、専門医療相談、診断後の相談支援等を実施するとともに、地域保健医療・介護関係者への研修等を行うことにより、地域において認知症に対して進行予防から地域生活の維持まで必要となる医療を提供できる機能体制の構築を図ることなどである。 さらに、基幹型認知症患者医療センターにおいては、身体合併症に対する救急・急性期医療に対応することが可能な体制が確保されていることが必要であり、救急救命センター等を有するなど、身体合併症に係る三次救急医療又は二次救急医療について、地域の中核としての機能を有することが必要である。 上記条件を満たす病院としては長崎大学病院以外にないことから、平成24年3月1日付けで国立大学法人長崎大学病院を基幹型認知症患者医療センターに指定している。 以上のことから、本事業の委託先は長崎大学病院の運営法人である国立大学法人長崎大学以外にはない。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
96	福祉保健部	長寿社会課	2022年 3月31日	令和4年度認知症疾患医療センター運営事業(地域型)	3,000,000	佐世保市大和町15番地 社会医療法人財団 白十字会 理事長 富永 雅也	認知症疾患医療センターの事業内容・目的は、保健医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断とその初期対応、認知症の行動・心理症状と身体合併症の急性期治療に関する対応、専門医療相談、診断後の相談支援等を実施するとともに、地域保健医療・介護関係者への研修等を行うことにより、地域において認知症に対して進行予防から地域生活の維持まで必要となる医療を提供できる機能体制の構築を図ることなどである。 厚生労働省の実施要綱によると、本事業の実施主体は都道府県であり、都道府県が指定した病院・診療所が本事業を行うことになっている。本県の場合、佐世保・県北圏域において、平成21年10月1日付けで社会医療法人財団白十字会佐世保中央病院を認知症疾患医療センター(地域型)に指定していることから、本事業の委託先は社会医療法人財団白十字会佐世保中央病院以外にはない。	第167条の2第1項 第2号
97	福祉保健部	長寿社会課	2022年 3月31日	令和4年度認知症疾患医療センター運営事業(地域型)	3,000,000	長崎市柿泊町2250番地 医療法人昌生会 出口病院 理事長 出口 之	認知症疾患医療センターの事業内容・目的は、保健医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断とその初期対応、認知症の行動・心理症状と身体合併症の急性期治療に関する対応、専門医療相談、診断後の相談支援等を実施するとともに、地域保健医療・介護関係者への研修等を行うことにより、地域において認知症に対して進行予防から地域生活の維持まで必要となる医療を提供できる機能体制の構築を図ることなどである。 厚生労働省の実施要綱によると、本事業の実施主体は都道府県であり、都道府県が指定した病院・診療所が本事業を行うことになっている。本県の場合、長崎圏域において、平成21年7月1日付けで医療法人昌生会出口病院を認知症疾患医療センター(地域型)に指定していることから、本事業の委託先は医療法人昌生会出口病院以外にはない。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
98	福祉保健部	長寿社会課	2022年 3月31日	令和4年度認知症疾患医療センター運営事業(地域型)	3,000,000	諫早市永昌東町24番1号 独立行政法人地域医療機能推進機構 諫早総合病院 院長 長郷 国彦	認知症疾患医療センターの事業内容・目的は、保健医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断とその初期対応、認知症の行動・心理症状と身体合併症の急性期治療に関する対応、専門医療相談、診断後の相談支援等を実施するとともに、地域保健医療・介護関係者への研修等を行うことにより、地域において認知症に対して進行予防から地域生活の維持まで必要となる医療を提供できる機能体制の構築を図ることなどである。 厚生労働省の実施要綱によると、本事業の実施主体は都道府県であり、都道府県が指定した病院・診療所が本事業を行うことになっている。本県の場合、県央圏域において、平成26年10月1日付けで独立行政法人地域医療機能推進機構諫早総合病院を認知症疾患医療センター(地域型)に指定していることから、本事業の委託先は独立行政法人地域医療機能推進機構諫早総合病院以外にはない。	第167条の2第1項 第2号
99	福祉保健部	長寿社会課	2022年 3月31日	令和4年度認知症疾患医療センター運営事業(地域型)	3,000,000	島原市中堀町68番地 医療法人済家会 理事長 柴田 英徳	認知症疾患医療センターの事業内容・目的は、保健医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断とその初期対応、認知症の行動・心理症状と身体合併症の急性期治療に関する対応、専門医療相談、診断後の相談支援等を実施するとともに、地域保健医療・介護関係者への研修等を行うことにより、地域において認知症に対して進行予防から地域生活の維持まで必要となる医療を提供できる機能体制の構築を図ることなどである。 厚生労働省の実施要綱によると、本事業の実施主体は都道府県であり、都道府県が指定した病院・診療所が本事業を行うことになっている。本県の場合、県南圏域において、平成26年1月6日付けで医療法人済家会島原保養院を認知症疾患医療センター(地域型)に指定していることから、本事業の委託先は医療法人済家会島原保養院以外にはない。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
100	福祉保健部	長寿社会課	2022年 3月31日	令和4年度認知症疾患医療センター運営事業(連携型)	1,460,000	五島市吉久木町205番地 長崎県五島中央病院 院長 竹島 史直	認知症疾患医療センターの事業内容・目的は、保健医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断とその初期対応、認知症の行動・心理症状と身体合併症の急性期治療に関する対応、専門医療相談、診断後の相談支援等を実施するとともに、地域保健医療・介護関係者への研修等を行うことにより、地域において認知症に対して進行予防から地域生活の維持まで必要となる医療を提供できる機能体制の構築を図ることなどである。 厚生労働省の実施要綱によると、本事業の実施主体は都道府県であり、都道府県が指定した病院・診療所が本事業を行うことになっている。本県の場合、五島圏域において、平成30年10月1日付けで長崎県五島中央病院を認知症疾患医療センター(連携型)に指定していることから、本事業の委託先は長崎県五島中央病院以外にはない。	第167条の2第1項 第2号
101	福祉保健部	長寿社会課	2022年 3月31日	令和4年度認知症疾患医療センター運営事業(連携型)	1,460,000	南松浦郡新上五島町青方郷1 549番地11号 長崎県上五島病院 院長 神田 聡	認知症疾患医療センターの事業内容・目的は、保健医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断とその初期対応、認知症の行動・心理症状と身体合併症の急性期治療に関する対応、専門医療相談、診断後の相談支援等を実施するとともに、地域保健医療・介護関係者への研修等を行うことにより、地域において認知症に対して進行予防から地域生活の維持まで必要となる医療を提供できる機能体制の構築を図ることなどである。 厚生労働省の実施要綱によると、本事業の実施主体は都道府県であり、都道府県が指定した病院・診療所が本事業を行うことになっている。本県の場合、上五島圏域において、平成29年4月3日付けで長崎県上五島病院を認知症疾患医療センター(連携型)に指定していることから、本事業の委託先は長崎県上五島病院以外にはない。	第167条の2第1項 第2号
102	福祉保健部	長寿社会課	2022年 3月31日	令和4年度認知症疾患医療センター運営事業(連携型)	1,460,000	壱岐市郷ノ浦町東触1626 番地 長崎県壱岐病院 院長 向原 茂明	認知症疾患医療センターの事業内容・目的は、保健医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断とその初期対応、認知症の行動・心理症状と身体合併症の急性期治療に関する対応、専門医療相談、診断後の相談支援等を実施するとともに、地域保健医療・介護関係者への研修等を行うことにより、地域において認知症に対して進行予防から地域生活の維持まで必要となる医療を提供できる機能体制の構築を図ることなどである。 厚生労働省の実施要綱によると、本事業の実施主体は都道府県であり、都道府県が指定した病院・診療所が本事業を行うことになっている。本県の場合、壱岐圏域において、平成29年7月1日付けで長崎県壱岐病院を認知症疾患医療センター(連携型)に指定していることから、本事業の委託先は長崎県壱岐病院以外にはない。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

2021年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：福祉保健部

2022年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
103	福祉保健部	長寿社会課	2022年 3月31日	令和4年度認知症疾患医療センター運営事業(連携型)	1,460,000	対馬市美津島町鶏知乙116 8番7 長崎県対馬病院 院長 八坂 貴宏	認知症疾患医療センターの事業内容・目的は、保健医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断とその初期対応、認知症の行動・心理症状と身体合併症の急性期治療に関する対応、専門医療相談、診断後の相談支援等を実施するとともに、地域保健医療・介護関係者への研修等を行うことにより、地域において認知症に対して進行予防から地域生活の維持まで必要となる医療を提供できる機能体制の構築を図ることなどである。 厚生労働省の実施要綱によると、本事業の実施主体は都道府県であり、都道府県が指定した病院・診療所が本事業を行うことになっている。本県の場合、対馬圏域において、平成29年4月1日付けで長崎県対馬病院を認知症疾患医療センター(連携型)に指定していることから、本事業の委託先は長崎県対馬病院以外にはない。	第167条の2第1項 第2号
104	福祉保健部	国保・健康増進課	2021年 4月1日	令和3年度公費負担医療に関する審査支払に係る契約	単価契約 @94.00	長崎市今博多町8番地2 長崎県国民健康保険団体連合会 理事長 古庄 剛	当団体は、公費負担医療に関する費用の審査及び支払について、厚生労働省が定める「国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払規則例」等に基づき設定されているため。	第167条の2第1項 第2号
105	福祉保健部	国保・健康増進課	2021年 4月1日	令和3年度公費負担医療に関する審査支払に係る契約	単価契約 別紙のとおり	東京都港区新橋2-1-3 社会保険診療報酬支払基金 理事長 神田 裕二	当団体は、難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項に規定する特定医療費の支給に係る診療(調剤)報酬の審査及び支払に関する事務について、社会保険関係分の同事務を行う唯一の機関であるため。	第167条の2第1項 第2号
106	福祉保健部	国保・健康増進課	2021年 4月1日	効果的な保健指導プログラムの開発事業委託	31,765,000	佐世保市川下町123 長崎県立大学法人 理事長 稲永 忍	平成30年度から長崎県と長崎県立大学と共同で新上五島町を対象に「血糖変化の見える化を活用した生活習慣病改善支援は主観的な健康度を向上させるか」という研究を行い、その結果として、健康や食習慣への関心を高めることに寄与する可能性と、血糖値のコントロールの有効性が認められたことから、対象を保健指導対象者等に広げて事業を実施することとしており、本事業を実施できるのは専門的な知識を備える長崎県立大学看護栄養学部栄養健康学科以外になく、同学科に委託して実施するものであり、その性質上競争入札には適さないため随意契約とする。	第167条の2第1項 第2号
107	福祉保健部	国保・健康増進課	2021年 4月1日	栄養士登録・派遣事業委託	3,970,000	長崎市大黒町3番1号 公益社団法人長崎県栄養士会 会長 篠崎 彰子	本事業は栄養士を対象とした事業であり、専門的な知識や研修の際の講師の確保、業務形態を考慮した日程の調整・設定、及び市町からの要望に対する栄養士の派遣など、事業を実施するにあたっては、栄養士の事情に精通し、調整を行う能力が必要とされることから、本事業を実施できるのは、県内の栄養士が加入する唯一の団体で、多くの栄養士が加入する長崎県栄養士会に限定され、その性質上競争入札には適さないため随意契約とする。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

2021年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：福祉保健部

2022年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
108	福祉保健部	国保・健康増進課	2021年 4月1日	令和3年度長崎県難病支援ネットワークの委託	7,541,000	長崎市坂本1丁目7番1号 長崎県難病医療連絡協議会 会長 松尾 秀徳	当団体は、国の難病特別対策推進事業実施要綱に規定されている「難病医療提供体制整備事業」を実施するため、県と県内の主な医療機関とで協議し、平成13年に設置された協議会で、事業を実施するための難病医療コーディネーターを雇用している唯一の団体であり、当該団体以外には委託不可能であるため。	第167条の2第1項 第2号
109	福祉保健部	国保・健康増進課	2021年 4月1日	「ひさやま元気予報」クラウドサービス	1,320,000	東京都渋谷区渋谷2丁目21番1号 DeSCヘルスケア株式会社 代表取締役社長 瀬川 翔	発症リスクの予測やシミュレーションの予測には久山町と九州大学が50年以上にわたり行ってきた。 久山町研究（生活習慣病の疫学調査）で得られた成果を用いる必要があるが、その研究成果をシステムとして用いることができるのは、久山町と九州大学、DeSCヘルスケア株式会社が共同開発した「ひさやま元気予報」のみであり、「ひさやま元気予報」に関するシステム（プログラム等）の知的財産権を有する同社以外に、その性質上競争入札には適さない。	第167条の2第1項 第2号
110	福祉保健部	国保・健康増進課	2021年 4月1日	テレビ番組「週刊 健康マガジン」放送業務	5,590,000	長崎市茂里町3-27 一般社団法人 長崎県医師会 会長 森崎 正幸	本事業により作成・放映するテレビ番組は、医療や健康づくりに関して幅広いテーマを取り上げ、それぞれのテーマに精通した医師が出演して解説する内容となっている。 テーマの選定、内容の構成には専門的知識を要し、また、当該テーマに適した出演者の選定・調整についても、県内の医療機関・医療関係者等について広範な情報を把握し、調整する機能を有することが望ましい。 長崎県医師会は、県内で唯一、県内全域のほとんどの医師を会員としている団体であり、本事業を実施する専門的知識等を有するものであるため。	第167条の2第1項 第2号
111	福祉保健部	国保・健康増進課	2021年 4月26日	令和3年度在宅保健師等会による市町支援事業委託	2,328,543	長崎市今博多町8-2 長崎県国民健康保険団体連合会 理事長 古庄 剛	長崎県国民健康保険団体連合会とは令和2年度からこの事業について随意契約を結んでいる。長崎県国民健康保険団体連合会内に、行政、医療機関等を退職した保健師（看護師、助産師、栄養士等）の団体である長崎県在宅保健事業みつば会があり、市町の保健事業や地域の保健活動のニーズに専門的知識を活用しながら寄与している。市町が実施する保健事業の支援を行い、通いの場等におけるマンパワーの確保に貢献することができるのは市町の保健活動の事情に精通している長崎県国民健康保険団体連合会に限定されるため随意契約とする。	第167条の2第1項 第2号
112	福祉保健部	国保・健康増進課	2021年 6月14日	令和3年度長崎県臓器移植対策事業（臓器移植連絡調整・普及啓発）業務委託	1,101,000	諫早市多良見町化屋986-3 公益財団法人長崎県健康事業団 理事長 森崎 正幸	厚生労働省の「都道府県臓器移植連絡調整者の設置について」に基づき、本県が設置した臓器移植コーディネーターが常勤している唯一の団体であり、他に当該事業を実施できる団体がいないため。	第167条の2第1項 第2号
113	福祉保健部	国保・健康増進課	2021年 7月8日	長崎県ICTを活用した特定健診受診率向上対策事業業務委託	51,008,441	東京都品川区西五反田1丁目3-8 株式会社キャンサーズキャン 代表取締役 福吉 潤	公募型プロポーザルにより、もっとも優れた企画を提案した者と1者見積による随意契約を行った。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
114	福祉保健部	国保・健康増進課	2021年 7月30日	骨折予防対策(運動指導及び啓発)事業委託	1,889,800	長崎市東町1755番地1 公益社団法人長崎県理学療法士協会 会長 大山 盛樹	本事業は、専門的な知識を必要とする運動指導や研修の際の講師の確保、業務形態を考慮した日程の調整・設定、及び市町からの要望に対する理学療法士の派遣など、事業を実施するにあたっては、理学療法士の事情に精通し、調整を行う能力が必要とされることから、本事業を実施できるのは、多くの理学療法士が加入する長崎県理学療法士協会に限定され、その性質上競争入札には適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約とする。	第167条の2第1項 第2号
115	福祉保健部	国保・健康増進課	2021年 7月30日	多量服薬者訪問相談事業	2,500,000	長崎市茂里町3番1号 一般社団法人長崎県薬剤師会 会長 田代 浩幸	本事業は、多量投薬による服薬及び薬の管理に関する不安や疑問等を抱えている被保険者を対象とし、訪問等による服薬状況の確認、薬に関する理解度分析や服薬等の相談対応を行い、服薬に関する課題の解決や課題等の集約分析を行う事業であり、事業を実施するには薬学に精通し、調整を行う能力が必要とされることから、本事業を実施できるのは、多くの薬剤師が加入する長崎県薬剤師会に限定され、その性質上競争入札には適さないため随意契約とする。	第167条の2第1項 第2号
116	福祉保健部	国保・健康増進課	2021年 8月24日	「第22回臓器移植推進国民大会」企画運営業務委託	3,500,000	長崎市五島町3番地13号1 F 株式会社マルクス・インター ナショナル 代表取締役 楠田 壽幸	本大会は臓器移植推進月間の行事の一環として、臓器移植についての理解を深めるとともに、我が国における臓器移植の一層の定着推進を図ることを目的とする。実施にあたっては公益社団法人日本臓器移植ネットワークから助成される350万円を予算としている。同助成金を最大限活用し大会を効果的に周知・運営するためには民間事業者から広く企画提案を募り、その中から最も優れたものを選定することが有用であるため、入札方式は馴染まない。したがって、企画提案方式を採用し、最も優れた企画を提案した事業者と随意契約を行う。	第167条の2第1項 第2号
117	福祉保健部	国保・健康増進課	2021年 9月21日	糖尿病性腎臓病重症化予防に係るかかりつけ医等研修事業委託	1,969,530	長崎市今博多町8番地2 長崎県国民健康保険団体連合 会 理事長 古川 隆三郎	本事業は、糖尿病性腎臓病患者の専門医への紹介基準の周知等、かかりつけ医等の理解を深め、市町が実施する保健指導への協力を要請するもので、対象はかかりつけ医・専門医に加え、市町の保健師等行政職員にも参加を呼びかけるなど多職種に向けたものである。長崎県国民健康保険団体連合会は、糖尿病性腎臓病重症化予防について、保険者の事業推進のための研修会やセミナーの企画・運営を中心的に行うなど研修会のノウハウを持っており、本事業を実施できるのは、市町の保健指導がかかりつけ医・専門医に十分理解されていないなどの現状を把握し、医師会と連携して本事業を実施できる長崎県国民健康保険団体連合会に限定され、その性質上競争入札には適さないため随意契約とする。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
118	福祉保健部	国保・健康増進課	2021年 10月1日	令和3年度国民健康保険事業費納付金等算定業務委託	2,831,642	長崎市今博多町8-2 長崎県国民健康保険団体連合会 理事長 古川 隆三郎	納付金の徴収に係る算定については、国保業務に関する高い専門性を有する必要があり、算定に必要な各市町の予算に係る重要な情報の受領等の連絡調整が必要となる。 国保連合会は保険者が共同して国民健康保険事業の目的を達成するために設立された団体であり、国保業務に関する高い専門性を有している。 また、市町と国保連合会は長崎県広域イーサネットワークで結ばれており、国保連合会は市町のデータを外部に持ち出すことなくデータを受領することができ、連絡調整が可能である。 以上のことから、この業務を確実、効率的に実施できるのは、システムの設置先であり、市町と長崎県広域イーサネットワークで結ばれている国保連合会のみである。	第167条の2第1項 第2号
119	福祉保健部	国保・健康増進課	2021年 10月25日	令和3年度長崎県生活習慣状況調査の集計・分析業務委託	1,100,000	長崎市文教町1番14号 国立大学法人長崎大学 学長 河野 茂	本調査の集計・分析を行うには、保健医療統計学かつ公衆衛生学に関する相当の専門知識、技術を要し、現計画の中間評価のための調査（平成28年度県民生活習慣状況調査）と比較検討が必要である。 また、県民を対象にしたアンケート調査であり、多くのデータを取り扱うため、精度管理が重要となる。 これらのことから、上記事業を行えるのは前回調査同様、長崎大学大学院医歯薬学総合研究科以外になく、同研究科に委託して実施するものであり、その性質上競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約とする。	第167条の2第1項 第2号
120	福祉保健部	国保・健康増進課	2022年 3月31日	障害者歯科診療および休日歯科診療事業委託	20,000,000	長崎市長崎市茂里町3-19 一般社団法人長崎県歯科医師会 会長 渋谷 昌史	本事業は、一般の歯科診療施設で治療が困難な障害者等の医療体制の確保及び休日における救急歯科診療の確保を目的としており、このために必要な診療行為を伴う技術や設備を有し、離島等を巡回して診療を行うための人員を確保できるのは、長崎県口腔保健センター（歯科診療所）を備える長崎県歯科医師会に限定されるため。	第167条の2第1項 第2号
121	福祉保健部	長崎子ども・女性・障害者支援センター	2021年 4月1日	令和3年度 長崎県DV被害者等総合支援事業委託	16,265,370	非公開	DV被害者に対し安全に支援を行うためには、高い法的専門知識や相談技術、支援業務に関する経験・実績等が必要なこと、また、本事業を行うに当たっては、県内の医療・警察・裁判所・行政機関等との信頼に基づく連携関係を有する必要があり、以上の条件を満たす団体は、長年にわたってDV被害者の支援を独自で実施している当団体のみである。	第167条の2第1項 第2号
122	福祉保健部	長崎子ども・女性・障害者支援センター	2022年 3月31日	令和4年度 長崎DV被害者等総合支援事業委託	18,665,446	非公開	DV被害者に対し安全に支援を行うためには、高い法的専門知識や相談技術、支援業務に関する経験・実績等が必要なこと、また、本事業を行うに当たっては、県内の医療・警察・裁判所・行政機関等との信頼関係に基づく連携関係を有する必要があり、以上の条件を満たす団体は、長年にわたってDV被害者の支援を独自で実施している当団体のみである。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

別紙 部局名:原爆被爆者援護課 契約日:令和3年4月1日

契約の名称:被爆体験者精神影響等調査研究事業に係る診療明細書等の写しの提供に関する契約

単価契約	36円/件
------	-------

別紙 部局名:原爆被爆者援護課 契約日:令和3年4月1日

契約の名称:被爆体験者精神影響等調査研究事業に係る医療費の支給に関する審査及び支払事務契約

単価契約	94 円/件
------	--------

別紙 部局名:原爆被爆者援護課 契約日:令和3年4月1日

契約の名称:原爆被爆者健康診断委託

単価契約	一般検査 5,621~8,239円
	がん検査 1,848~55,684円
	精密検査 7,028円

別紙 部局名:原爆被爆者援護課 契約日:令和3年4月1日

契約の名称:原爆被爆者健康診断委託

単価契約	一般検査 5,621~8,239円
	がん検査 1,848~55,684円
	精密検査 7,028円

別紙 部局名:原爆被爆者援護課 契約日:令和3年4月1日

契約の名称:原爆被爆者健康診断委託

単価契約	一般検査 5,621~8,239円
	がん検査 1,848~55,684円
	精密検査 7,028円

別紙 部局名:原爆被爆者援護課 契約日:令和3年4月1日

契約の名称:原爆被爆者健康診断委託

単価契約	一般検査 5,621~8,239円
	がん検査 1,848~55,684円
	精密検査 7,028円

別紙 部局名:原爆被爆者援護課 契約日:令和3年4月1日
契約の名称:被爆二世健康診断委託

単価契約	9,240 円/件 11,088 円/件 (多発性骨髄腫検査追加の場合)
------	--

別紙 部局名:原爆被爆者援護課 契約日:令和3年4月1日
契約の名称:被爆二世健康診断委託

単価契約	9,240 円/件 11,088 円/件 (多発性骨髄腫検査追加の場合)
------	--

別紙 部局名:原爆被爆者援護課 契約日:令和3年4月1日 契約の名称:在韓被爆者の保健医療の支援に係る業務委託

医療費助成	478,254,700
事務費	単価契約 2,180 円/件 630 円/件

別紙 部局名:原爆被爆者援護課 契約日:令和3年4月1日
契約の名称:精神疾患及び合併症に関する診断実施委託契約

単価契約	新規	5,680円/件
	更新	3,680円/件
	追加疾患	3,680円/件
	訪問診断	7,200円/件

別紙 部局名:原爆被爆者援護課 契約日:令和3年4月1日
契約の名称:精神疾患及び合併症に関する診断実施委託契約

単価契約	新規	5,680円/件
	更新	3,680円/件
	追加疾患	3,680円/件
	訪問診断	7,200円/件

別紙 部局名:原爆被爆者援護課 契約日:令和3年4月1日 契約の名称:原爆医療費支給申請書審査事務契約

単価契約	一般医療分 94 円/件
	介護給付費分 95 円/件

社会福祉法人 純心聖母会

(R4.3.25時点)

項目	単価	備考
(一般養護)		
事務費	145,806円/人	
一般生活費	56,270円/人	
一般生活費 (冬季加算)	2,120円/人	11月～3月
期末加算	4,520円/人	1回/年 (1日在籍者)
病弱者加算	4,400円/人	
介護保険料加算	3,000円/人	実費額を上限とする
被福費加算	950円/人	1回/4月 (1日在籍者)
(特別養護)		
事務費	220,895円/人	
一般生活費	57,170円/人	
一般生活費 (冬季加算)	2,120円/人	11月～3月
期末加算	4,520円/人	1回/年 (1日在籍者)
介護保険料加算	3,000円/人	実費額を上限とする
被福費加算	940円/人	1回/4月 (1日在籍者)

別紙 福祉保健部原爆被爆者援護課 契約日：令和4年3月25日 契約の名称：長崎県原子爆弾被爆者養護ホーム入所事業委託契約

公益財団法人 被爆者福祉会

(R4.3.25時点)

項目	単価	備考
(特別養護)		
事務費	265,646円/人	
一般生活費	57,170円/人	
一般生活費（冬季加算）	2,120円/人	11月～3月
期末加算	4,520円/人	1回/年（1日在籍者）
介護保険料加算	3,000円/人	実費額を上限とする
被福費加算	950円/人	1回/4月（1日在籍者）

別紙 福祉保健部原爆被爆者援護課 契約日：令和4年3月25日 契約の名称：長崎県原子爆弾被爆者養護ホームショートステイ事業委託契約

○ ショートステイ委託料単価 (R4.3.25時点)

		単 価(円)
社会的 理 由	生活保護世帯	6,330
	その他の世帯	4,010
私的理由		4,010

別紙 部局名：国保・健康増進課 契約日：令和3年4月1日 契約の名称：令和3年度公費負担医療に関する審査支払に係る契約

項 目	単 価	備 考
医科歯科	72.9円	
調剤	37.1円	